FAXニュース
ŌMIYA
JR東労組大宮地本
2020年4月14日
No. 178

総合共済業務の一時停止の取り扱いについて

４月７日、政府は改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づく「緊急事態宣言」を発令しました。対象区域は７都府県（東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・兵庫・福岡）で、大宮地本事務所の埼玉県も対象となり、期間はゴールデンウィーク明けの５月６日までです。

そのため、大宮地本は緊急ミーティングを行い、労働組合として新型コロナウイルスの感染・拡大防止の観点から対策を講じ、大宮地本事務所においては必要最低限の人員で運営していくことを決定しました。

共済関係につきましては、ＪＲ東労組中央本部が体制を縮小し総合共済業務を一時停止としているため、大宮地本もこれに準じた取り扱いとします。

組合員の皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

ご不明な点は、大宮地本までお問い合わせください。

総合共済の対応

総合共済の申請・受付は可能ですが、給付は6月以降に変更します。

健康で安心して働ける職場を目指そう!